

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特別障害者手当 支給の調整	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
処 分 基 準  (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	次に掲げる要件に該当する場合、手当は減額される。 手当の支給要件に該当する者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく介護手当を受けることができる場合  ※特別障害者手当から受給している当該介護手当の額が減額される。	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞                      ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する 「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限す る不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手 続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	